

自費診療改修工事 プロポーザル募集要項

1. 背景・趣旨

栃木県済生会宇都宮病院（以下「本院」という。）ではPRP療法（多血小板血漿療法）及び美容医療におけるレーザー治療の導入を計画しております。本要件書は、当該療法に対応する施術室および検査室等の設計・施工を委託するにあたり、提案依頼の条件を示すものです。

患者様に安心と快適さを提供できるクリニック空間の実現が必要です。本プロジェクトでは、設計・施工一括の提案を募集し、デザイン性・機能性・コストバランスに優れた総合提案を評価して業者を選定します。

昨今の建設資材のコスト上昇などによる建設費の高騰に対し、質の高い建物を適正な建設費で整備する資質を有し、施設整備の提案ができる事業者の選定が重要であるため、本業務を委託するに最も適した者をプロポーザル方式にて募集する。

2. 募集対象

- （１）医療施設（クリニック・診療所を含む）または美容医療施設建築工事の実績がある設計・施工業者
- （２）設計・施工一括または複数の企業により構成される特定建設工事共同企業体（２社）一括で対応可能な事業者

3. プロジェクト概要

名称	栃木県済生会宇都宮病院 南館B棟1階自費診療改修工事
所在地	栃木県宇都宮市竹林町9-1-1番地1
面積	約167㎡（約50.6坪）
対象範囲	内装設計・施工、照明プランニング一式
工期（設計・施工）	令和8年2月設計～令和8年4月着工～令和8年6～7月竣工予定
設計・施工費（消費税及び地方消費税を含まない。）	上限：金40,000,000円までとする

4. 提案要件

4. 1 設計コンセプト

- （１）清潔感と高級感のある空間デザイン
- （２）プライバシーに配慮したゾーニング
- （３）患者動線とスタッフ動線の明確な分離

4. 2 空間要件

- (1) 受付・待合室：デザイン性・機能性
- (2) レーザー治療室：1室、防音性能確保
- (3) 多血小板血漿（PRP）療法室：1室、防音性能確保
- (4) 検査室：1室、床材出入口ゾーニング
- (5) 清掃カート置場：1室、壁、扉が傷つきにくい仕上げ
- (6) スタッフ室：1室、落ち着いた雰囲気
- (7) 患者・スタッフ兼用トイレ：女子トイレ兼パウダールーム1室、
男子兼多目的トイレ1室（ユニバーサルデザイン）
- (8) 倉庫：1室、汚れにくい仕上げ

※各室面積は参考図を基本とする。

4. 3 設備要件

- (1) 電気設備：別途工事
- (2) 空調設備：別途工事
- (3) 給排水設備：別途工事

※参加者は別途工事業者と提案資料を基に打合せ及び調整を行い、スケジュールに合わせた施工をすること（施工区分表参照）。

4. 4 施工計画

- (1) 工期スケジュール（着工～引渡し）
- (2) 施工計画（工事時間・養生・搬入経路等）
- (3) 安全管理・第三者への配慮（騒音・粉塵対策）

5. 参加資格

- (1) 構成

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、(2)の参加資格要件をすべて満たしている単体企業、または複数の企業により構成される特定建設工事共同企業体(以下参加グループ)とする。

また、参加グループは構成員から代表となる企業（以下「代表構成員」という。）を定めると共に、当該代表構成員が参加手続きを行うこととする。代表構成員は、優先交渉権者が選定された場合に契約交渉の内容に関する決定権を有していることを必要とする。

構成員は、本工事において2以上の共同企業体の構成員になれない。

- (2) 参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

イ 参加者は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 所属建築士として、一級建築士3名以上が在籍する事務所であること。

- エ 指名停止を受けている期間ではないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- カ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号による暴力団及び第6号に規定する暴力団関係者でないこと。
- ク 本事業の公募に際し、相互に資本関係又は人的関係の有る者が同時に参加していないこと。
- ケ 別紙 「③－1 資格及び必須要件」を満たしている事

6. スケジュール（予定）

公表・広告及び公募開始	令和7年12月 1日（月）
プロポーザル参加申請書 質問書提出期限	令和7年12月 4日（木）午後4時まで
プロポーザル参加申請書 質問への回答期限	令和7年12月 8日（月）午後4時まで
プロポーザル参加申込書 提出期限	令和7年12月10日（水）午後4時まで
一次審査（参加申請書審査）	令和7年12月11日（木）
一次審査（参加申請書審査）結果通知	令和7年12月12日（金）
プレゼンテーション 質問書提出期限	令和8年 1月 7日（水）午後4時まで
プレゼンテーション 質問への回答期限	令和8年 1月 9日（金）午後4時まで
プレゼンテーション辞退届 提出期限	令和8年 1月16日（金）午後4時まで
プレゼンテーション参加申請書・委任状及び二次審査企画提案書の事前提出 ※正本1部、副本20部（副本は事業者名記載無し） 必要、見積り金額含む（中項目）	令和8年 1月22日（木）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年 1月27日（火）
業者選定・通知（発送）	令和8年 1月29日（木）
契約締結及び審査結果公表	令和8年 2月 3日（火）
設計	令和8年 2月上旬（予定）
着工	令和8年 4月上旬（予定）
竣工・引渡し	令和8年 6～7月（予定）

7. 事業者の選定方法

- （1）審査は、単体企業又は参加グループの資格の有無と、過去実績で判断する「資格・実績審査」と、プロポーザルによる提案内容をプレゼンテーションにて審査する「提案審査」の2段階とする。
- （2）「資格・実績審査」において、参加条件を満たさなかった企業、又は参加グループについては、本件プロポーザルに参加することは出来ない。
参加資格が認められた単体企業又は参加グループについては、確認後速やかに通知する。
- （3）応募者が1者の場合は、協議の上決定する。
- （4）参加グループの場合は、各社の企業名を入れること。
（例：〇〇〇・△△△特定建設共同企業体）

8. 現地確認

- (1) 期間：公募開始日 ～ 令和8年1月9日(金)まで
- (2) 人数：参加人数は問いません。
※現地確認を希望する者は管財課に連絡調整の上、現地確認を行うこと。

9. 参加申請書に係る書類の交付及び受付

- (1) 資料配布期間
公募日 令和7年12月1日(月) から令和7年12月10日(水)まで
- (2) 配布方法
直接配布 配布の際、受取者の名刺を一枚提出すること。
栃木県済生会宇都宮病院 管財課にてCD配布。
〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町911番地1
TEL：028-626-5549
- (3) 配布資料
 - ① プロポーザル募集要領
 - ② 要求水準書
 - ③ ー1 資格及び必須要件
 - ー2 プロポーザル参加申請書
 - ー3 参加資格確認資料(建設事業者)
 - ー4 参加資格確認資料(設計事務所)
 - ー5 資格・実績質問書
 - ④ ー1 プレゼンテーション参加申請書
 - ー2 プレゼンテーション質問書
 - ー3 プレゼンテーション辞退届
 - ー4 プロポーザル委任状
 - ⑤ スケジュール案
 - ⑥ 施工区分表
 - ⑦ A-01 ー 自費診療案内図・配置図
 - ⑧ A-02 ー 自費診療改修エリア図
 - ⑨ A-03 ー 自費診療改修参考図
 - ⑩ A-04 ー 自費診療改修水廻り設置可能エリア
 - ⑪ A-05 ー 自費診療改修既存矩計図
- (4) 参加に係る質問受付期間：令和7年12月4日(木) 午後4時まで
提出書類 別紙「参加資格質問書」※質問なしの場合は提出不要。
提出方法 電子メール(表題に「プロポーザル参加資格質問(会社名)」と明記し、
「参加資格質問書」を添付し、管財課 北川・後藤に送付。

提出先：管財課：北川 [mail:tetsuya_kitagawa@saimiya.com](mailto:tetsuya_kitagawa@saimiya.com)
後藤 [mail:shota_gotoh@saimiya.com](mailto:shota_gotoh@saimiya.com)
上記以外の方法による質問は受け付けないので留意すること。
- (5) 回答方法 メールにて全ての参加者に回答。
- (6) プロポーザル参加申請書と参加資格確認資料の提出方法
管財課に直接提出。提出の際、提出者の名刺も添付すること。

提出先 栃木県済生会宇都宮病院 管財課
〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町9-1-1 番地 1

10. プロポーザル参加申請書及びプレゼンテーション参加申請書、参加資格確認書類、同等の施工実績書類の提出

(1) プロポーザル参加申請書提出書類

- ① 参加資格確認資料を満たすことを示す書類。
「過去実績」については下記(2)過去実績 提出書類参照
- ② 事業者の概要 様式自由
- ③ 法人事業報告書 様式自由 直近決算のもの
- ④ 法人登記簿謄本 発行から3か月以内のもの

(2) 過去実績 提出書類

- ①配置図、平面図、立面図、断面図
 - ②内観パース又は竣工写真
 - ③設計は設計見積書
施工は施工見積書
 - ④全体工程表
 - ⑤契約書と完了報告書の写し
- ※個人情報に係る箇所は黒塗りで良い

(3) 提出部数及び提出先

- ①プロポーザル参加申請書/プレゼンテーション参加申請書/参加資格確認書類
提出先：前記9の(6)に同じ。

- ②同等の施工実績書類
メール又は直接提出。ファイル形式はPDFとする。(北川・後藤宛)

- (4) 辞退する場合は令和8年1月16日(金)までにプレゼンテーション辞退届を
管財課に直接提出。提出の際、提出者の名刺も添付すること。

11. 審査方法

本要領・資格及び必須要件に定める事項を満たした者について、資格・実績審査、プレゼンテーションの審査を行い、優秀提案者を選定する。(審査は非公開にて行う) 一次審査(資格・実績審査)により優秀候補提案者数者を選定した後、選定された者に対して二次審査(プレゼンテーション)を行う。

(1) 審査詳細

- ①一次審査結果連絡(資格・実績審査)
期 日：令和7年12月12日(金)
 - ・郵送で結果を通知する。
 - ・二次審査該当者には併せてプレゼンテーションの日程を通知する。
- ②二次審査(プレゼンテーション)

期 日：令和8年1月27日（火）

・時間、場所は該当者に個別に通知する。

企画提案書部数： 20部

参加人数： 5名までとする。

提案時間： 説明20分以内、質疑10分程度とする。

（2）二次審査のポイント

二次審査は、下記の審査ポイントにより判断する。

- ①設計提案書（コンセプトシート、ゾーニング図、平面図、イメージパース）
- ②概算見積書（設計／内装／諸経費区分）
- ③工程表（主要工程のスケジュール）
- ④施工体制図（責任者・担当者明記）
- ⑤事業者の業務遂行能力の確実性

（3）二次審査の評価方法

各項目に、当院で点数配分を行い、各評価者の点数を合算した合計点数が高い者を落札者とする。

点数の最も高い者が2人以上いる時は、見積価格が安価な方を落札者とする。

（4）二次審査の評価項目

二次審査(プレゼンテーション)の評価項目は下記となっている。

また、概ね評価項目の順番に習ってプレゼンテーションの企画提案書を作成すること。

No.	評価項目	評価基準	配点
①	会社概要・実績	本業務を実行できるだけの実績やノウハウを有しているか	10点
②	提案内容	清潔感と高級感のある空間デザインが優れているか	20点
		独創性・先進性・機能性がある内容となっているか	15点
		プライバシーに配慮したゾーニングとなっているか	10点
		患者動線とスタッフ動線の明確な分離となっているか	10点
③	工程	具体的かつ現実的なスケジュールとなっているか	10点
④	価格見積り	適正かつ妥当な見積価格となっているか	20点
⑤	その他	アピールポイント	5点

(5) 審査結果

最終審査結果は書面により通知するとともに、ホームページにおいて選定事業者を公表する。

なお、審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けない。また、審査結果に関しての異議申し立ては受け付けない。

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 提出書類が別紙②要求水準書及び応募要領に定める事項に適合しない場合。

1 3. 契約手続き

- (1) 優先交渉権者は、優先交渉権者が提出した企画提案書に基づいて本院と協議し、業務の最終的な仕様を定めたうえで、随意契約の方法により本院と契約を締結するものとする。また、本院は提案内容を尊重しながら一部内容の変更を求めることもある。
- (2) 協議が不調となった場合、優先交渉権者が応募要件を満たさないと判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、評価結果が次点の提案者を優先交渉権者とする。
- (3) 契約金額は、原則として企画提案時に提出された見積額を超えないこととする。ただし、協議により業務の追加等が生じた場合はこの限りではない。
- (4) 選定された優秀提案者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わないことがある。
- (5) 契約書には、提案された企画提案書を袋とじするものとする。

1 4. 著作権及び提出書類等の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責任は、使用した提案者に全て返すものとする。
- (2) 本院は、提案者の承諾を得ずに提出された企画提案書等は無償で複製、使用できるものとする。なお、提出された書類等は返却しない。

1 5. その他

- (1) 企画提案書の作成費用、見積費用、交通費等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出資料は返却いたしません。

- (3) 提案内容は機密情報として取り扱います。
- (4) 本院が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は原則として認めないものとする。
- (6) 本プロポーザルにおいて、本院の要求水準を満たす提案が無かった場合、優秀提案者の選定は行わない。また、参加者が1 者の場合であっても、本院の要求を満たす提案であれば、その者を優秀提案者として選定する。
- (7) 企画提案書の受領後、本院が必要と判断した場合には、補足資料の提出を求めることがある。
- (8) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。
- (9) 本プロポーザルにおいて優先交渉権者となった事業者の企画提案の内容を基本として、必要に応じて追加、変更等の調整を行い、最終的な仕様を定めるものとする。
- (10) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された優秀提案者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該優秀提案者と契約を締結しないものとする。
- (11) この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令による。
- (12) その他、疑義の生じた事由については栃木県済生会支部と協議の上、決定するものとする。